

静 県 薬 第 624 号
令和6年 11月 25日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

令和6年の薬剤師の届出及び調査について

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和6年11月21日付け日薬発第231号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp



日 薬 発 第 231号
令和6年11月21日

都道府県薬剤師会会長 殿

公益社団法人 日本薬剤師会
会長 岩月 進
(会長印省略)

令和6年の薬剤師の届出及び調査について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記について厚生労働省医薬局長より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本年は薬剤師法第9条（届出）の規定により義務づけられた薬剤師の届出及びこれに基づく行政記録情報を利用した公的統計調査の実施年に当たります。届出義務のある者は我が国の薬剤師名簿に登録されている薬剤師（休業中含む）で、令和6年12月31日現在の必要事項を、令和7年1月15日までに届出することとなっております。

なお、令和4年度の届出から、薬局、医療機関等に勤務する薬剤師については、オンラインによる届出が可能となっております。オンラインによる届出が困難な場合や、薬局、医療機関等に勤務する薬剤師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を経由して行うこととなります。

詳細におかれましては、別添の「令和6年の薬剤師の届出について（依頼）」及び「三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内」をご覧ください。

会務ご多用のところ誠に恐縮には存じますが、本通知の趣旨をご理解いただき、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

別添

- 令和6年の薬剤師の届出について（依頼）
- 三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内 他

以上

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

令和 6 年の薬剤師の届出について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条の規定により義務づけられた薬剤師の届出の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしております。

休業中の方も含め、全ての薬剤師に届出をしていただくよう、貴会会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

また、令和 4 年の届出から、医療機関等に勤務する薬剤師について、オンラインによる届出が可能となりました。

オンラインによる届出は、厚生労働省の医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）を活用し、医療機関等を通じて行うこととなります。医療機関等に勤務する薬剤師は、医療機関等が発行する ID を用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行うこととなります。

届出システムへのアクセス方法、操作マニュアル、届出様式等については、厚生労働省ホームページに掲載することとし、随時情報を更新していきます。

〔厚生労働省の専用ホームページ〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

なお、オンラインによる届出が困難な場合や、医療機関等に勤務する薬剤師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を経由して行うこととなります。

紙媒体の届出票につきましては、保健所を通じて配布する他、厚生労働省ホームページにおいても届出様式を掲載します。

記

1 届出義務のある者

日本国の薬剤師名簿に登録されている薬剤師
(休業中を含む)

2 届出事項

令和6年12月31日現在の別紙届出票に係る事項

※ 令和6年12月31日より前に当該日の状態を想定して提出することも可能であること。

3 届出方法・届出先

次のいずれかによる方法

① オンラインによる届出

i) 薬局、医療機関等に勤務する薬剤師のみが選択可能

※ 薬局、医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等を基本として想定するが、それ以外の薬剤師が勤務する機関についてもオンラインによる届出は可能。

ii) 薬局、医療機関等が発行するIDを用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行う。

② 紙媒体による届出

i) オンラインによる届出が困難な薬剤師や、薬局、医療機関等に勤務していない薬剤師が選択する方法

ii) 保健所等を通じて入手した紙媒体の届出票に必要事項を記入し、住所地の保健所又は従業地の保健所へ届出を行う。

4 届出の期限

令和7年1月15日(水)

医政発 1118 第 2 号
医薬発 1118 第 2 号
令和 6 年 11 月 18 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

令和 6 年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（通知）

標記届出については、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条の規定により、2 年ごとの年の 12 月 31 日現在における氏名、住所その他の事項について届出を行うことが義務付けられており、医師及び歯科医師が届出を行わない場合には、原則として「医師等資格確認検索システム」（https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/）に氏名等が掲載されなくなります。

厚生労働省においては、届出により得られる行政記録情報を活用して公的統計である「医師・歯科医師・薬剤師統計」の集計・公表を行いますので、これらの届出について御協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

また、令和 4 年度の届出から、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師について、オンラインによる届出が可能となりました。

オンラインによる届出は、厚生労働省の医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）を活用し、医療機関等を通じて行うこととなります。届出システムへのアクセス方法、利用マニュアル、届出様式等は、厚生労働省ホームページに掲載することとし、随時情報を更新していきます。

[厚生労働省の専用ホームページ URL] ※令和 6 年 11 月 18 日以降更新予定

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

なお、オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を経由して行うこととなりますので、引き続き御協力をお願ひいたします。

令和 6 年度の届出に係る実施方法、提出期限、集計・公表等は下記のとおりとしますので、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区の市区町その他関係団体等に対する連絡及び届出票の配布について、貴職からお願ひいたします。

記

1 届出の対象

日本国内に住所があつて、日本の医籍に登録されている医師、歯科医籍に登録されている歯科医師及び薬剤師名簿に登録されている薬剤師。

2 届出の時点

令和6年12月31日現在

3 届出事項

(1) 住所	(7) 就業形態
(2) 性別	(8) 主たる業務内容（薬剤師を除く。）
(3) 生年月日	(9) 休業の取得
(4) 登録年月日	(10) 従事する診療科名（薬剤師を除く。）
(5) 業務の種別	(11) 取得している広告可能な医師・歯科医師の専門性に関する資格名（薬剤師を除く。）
(6) 従事先の所在地	(12) 分娩の取扱いの有無（医師のみ） 等

4 届出の経路等

(1) オンラインによる届出の場合

① 医療機関等に勤務する届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師は、医療機関等を通じて届出システムにより厚生労働大臣に提出する。

i) 医療機関等（※）に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師は、医療機関等が発行するIDを用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出情報を登録する。

※ 医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等を基本として想定するが、それ以外の医師等が勤務する機関についてもオンラインによる届出は可能。

ii) 医療機関等は、自機関に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師が届出システムにおいて必要な届出情報を登録したことを確認の上登録データを送信することにより、届出を完了する。

② 届出経路

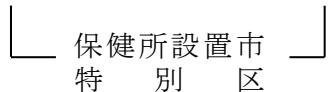
厚生労働省 ————— 医療機関等 —— 医師・歯科医師・薬剤師

(2) 紙媒体による届出の場合

① オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務していない医師、歯科医師及び薬剤師は、保健所、都道府県等を経由して厚生労働大臣に提出する。

② 届出経路

厚生労働省 —— 都道府県 ————— 保健所 —— 医師・歯科医師・薬剤師



5 届出票の提出期限

(1) オンラインによる届出の場合

医療機関等は、自機関に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師（紙媒体による届出をした者を除く。以下「職員」という。）に必要な情報を伝達し、職員が届出システムにおいて必要な届出情報を登録又は届出システムにおいて職員の必要な届出情報を一括して登録することにより、令和7年1月15日（水）までに厚生労働大臣への届出を完了する。

(2) 紙媒体による届出の場合

①保健所長は、医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を内容確認の上取りまとめ、令和7年1月31日（金）までに都道府県知事に提出する。

ただし、保健所を設置する市及び特別区の保健所長にあっては、その市長又は区長に同年1月24日（金）までに提出し、市長又は区長は同年1月31日（金）までに都道府県知事に提出する。

②都道府県知事は、保健所長、市長又は区長から提出された届出票を内容確認の上取りまとめ、令和7年2月28日（金）までに厚生労働大臣に提出する。

6 統計の作成

届出事項の一部を用いて、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

7 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が行い、結果は速やかに「医師・歯科医師・薬剤師統計（概況）」として厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）に掲載するとともに、集計結果を政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

8 届出情報の利用にあたっての留意事項

各都道府県は、医師、薬剤師の確保対策の検討及び歯科医師の適正配置の検討等に活用するために届出情報の閲覧等をすることができる。ただし、届出票中（18）の同意欄（歯科医師届出票は（16）、薬剤師届出票は（12））に○が記載されていない場合のみ利用可能とし、届出システムを通じて提出されたものについては、提供する情報は必要最小限とする。なお、提供項目について、追加での利用項目の申請を受け付ける。

※届出システムへのログインにあたっては各都道府県のID・パスワードを使用すること。

三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、令和4年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能となっております。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、厚生労働省ホームページから届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

※ 今年度については、令和6年12月31日現在における業務従事状況等を、令和7年1月15日（水）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医師・歯科医師は届出を行わないと、原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されませんので、忘れずに届出をお願いいたします。

オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって専用サイトにアクセスし、利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 医療従事者本人が登録または事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



オンライン届出のメリット

●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

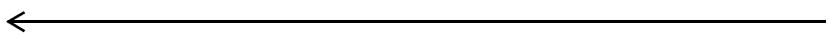
●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第三条 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第六を次のように改める。



薬剤師届出票

(令和 年12月31日現在)

(1) 住 所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県 <input type="text"/> 市郡 <input type="text"/> 区 <input type="text"/> 町村 <input type="text"/>																			
ふりがな						電 話														
(2) 氏 名						(- - -)														
メールアドレス	<input type="checkbox"/>																			
	<input type="checkbox"/>											※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。 同意しない場合								
(3) 性 別	1 男 · 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年	月	日														
(5) 薬剤師名簿登録番号	第 <input type="text"/> 号	(6) 薬剤師名簿登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正	年	月	日														
(7) 従事している施設及び業務の種別																				
回答欄	施設の種別	業務の種別																		
01~19のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別(1つ) 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01~18のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別(1つ)	薬局	01 開設者又は法人の代表者(管理者) 02 開設者又は法人の代表者(管理者以外) 03 勤務者(管理者) 04 勤務者(管理者以外)																		
	病院	05 調剤・病棟業務 06 その他(治験、検査等)																		
	診療所	07 調剤・病棟業務 08 その他(治験、検査等)																		
	介護保険施設	09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者																		
	大学	11 勤務者(研究・教育) 12 大学院生又は研究生																		
	医薬品関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他) 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業																		
	上記以外の施設	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者																		
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者																		
	(8) 主たる従事先 (「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)																			
	ふりがな												電 話							
	名 称												代表電話 (- - -)							
	所 在 地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県 <input type="text"/> 市郡 <input type="text"/> 区 <input type="text"/> 町村 <input type="text"/>																		
	(「就業形態」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~11及び13~18のいずれかを記入した者のみが記入すること。)																			
	就業形態 12月1日~7日の勤務時間として該当する番号を1つ〇で囲むこと。	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。																		
		1 常勤(勤務時間32時間以上)	2 非常勤(8時間未満)	3 非常勤(8時間~16時間未満)																
		4 非常勤(16時間~24時間未満)	5 非常勤(24時間~32時間未満)																	
	休業の取得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業	2 育児休業	3 介護休業																
	(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01~18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)																			
ふりがな												電 話								
名 称												代表電話 (- - -)								
所 在 地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県 <input type="text"/> 市郡 <input type="text"/> 区 <input type="text"/> 町村 <input type="text"/>																			

裏面へ続く

<p>(10) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。 </p>	国 立	01 北海道大学	02 東北大学	03 千葉大学	04 東京大学	05 富山大学
		06 金沢大学	07 京都大学	08 大阪大学	09 岡山大学	10 広島大学
		11 徳島大学	12 九州大学	13 長崎大学	14 熊本大学	
	公 立	15 岐阜薬科大学	16 静岡県立大学	17 名古屋市立大学	18 山口東京理科大学	
		19 北海道医療大学	20 北海道科学大学	21 青森大学	22 岩手医科大学	23 東北医科薬科大学
		24 医療創生大学	25 奥羽大学	26 国際医療福祉大学	27 高崎健康福祉大学	28 城西大学
		29 日本薬科大学	30 城西国際大学	31 千葉科学大学	32 帝京平成大学	33 東京理科大学
		34 東邦大学	35 日本大学	36 北里大学	37 慶應義塾大学	38 昭和大学
		39 昭和薬科大学	40 東京薬科大学	41 星薬科大学	42 武藏野大学	43 明治薬科大学
		44 帝京大学	45 横浜薬科大学	46 新潟薬科大学	47 北陸大学	48 愛知学院大学
49 金城学院大学	50 名城大学	51 鈴鹿医療科学大学	52 京都薬科大学	53 同志社女子大学		
54 立命館大学	55 大阪大谷大学	56 大阪医科大学	57 近畿大学	58 摂南大学		
59 神戸学院大学	60 神戸薬科大学	61 兵庫医科大学	62 姫路獨協大学	63 武庫川女子大学		
64 就実大学	65 広島国際大学	66 福山大学	67 安田女子大学	68 徳島文理大学		
69 松山大学	70 第一薬科大学	71 福岡大学	72 長崎国際大学	73 崇城大学		
	74 九州保健福祉大学	75 外国の薬学校				
(11) 出身地	(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)				都道府県 []	・ 外国
(12) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに <u>同意しない場合</u> には、右欄に○を付けること。					同意しない場合 []
(13) 備考						

提出期限 翌年1月15日

附 則

この省令は、公布の日から施行する。